

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨
議事録

HP版議事録

(整理番号0740)

第1回特定最低賃金専門部会（輸送）

令和2年10月9日 非公開

開催日時	令和2年10月9日	10時20分～11時10分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1. 特定最低賃金改正決定の諮問について 2. 特定最低賃金専門部会の運営について 3. 審議日程について 4. 最低賃金額の審議について 5. その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>本日まで出席の委員の皆様がお揃いになりましたので、事務局よりご報告申し上げます。</p> <p>本日まで出席の委員は、公益代表委員2名、労働者代表委員2名、使用者代表委員3名の合計7名で、最低賃金審議会令第5条2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告申し上げます。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員全員の方に内容確認をさせていただいております。大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>はい。それではただ今より、第1回群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。</p>

	<p>第1回目の会議でございますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間は、事務局において司会進行を務めさせていただきます。</p> <p>賃金室長の摩庭でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>恐れ入りますが、これから先は着座にて進めさせていただきます。</p> <p>最初に、特定最低賃金専門部会の開催にあたりまして、佐藤労働基準部長よりご挨拶申し上げます。</p>
基準部長	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>労働基準部長の佐藤でございます。</p> <p>特定最低賃金専門部会の開催にあたりまして、ご挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、群馬地方最低賃金審議会の特定最低賃金専門部会委員をお引き受けいただきまして、厚く御礼申し上げます。</p> <p>また、本日は大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、今年度の群馬県の地域別最低賃金の改定につきましては、コロナ禍の状況のもと、最低賃金審議会の委員の皆様にご苦労いただきました結果、835円から2円を引き上げて、837円とする改正決定を行い、10月3日に発効いたしました。</p> <p>地域別最低賃金は、すべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットであり、行政機関に決定を義務付けているものでございますが、特定最低賃金は企業内の賃金水準を設定する際の、労使の取組を補完するものであり、関係労使のイニシアティブにより設定されるものと整理されているところでございます。</p> <p>この特定最低賃金につきまして、8月7日の最低賃金審議会におきまして、改正決定の諮問をさせていただき、ご審議をお願いいたしましたことから、本日の専門部会が開催されることとなったところでございます。</p> <p>委員の皆様には、ご苦労をおかけいたしますが、特定最低賃金の趣旨をお酌みいただき、ご審議いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>続きまして、専門部会の委員の皆様をご紹介します。</p> <p>お手元の資料1をご覧ください。</p> <p>特定最低賃金専門部会の委員全員の皆様の名簿でございます。</p>

労働者代表委員及び使用者代表委員につきましては、特定最低賃金専門部会委員の候補者の推薦に関する公示を行いましたところ、労働者及び使用者の各関係団体から委員の候補者の推薦がございました。選考の結果、名簿記載の皆様は労働局長から委嘱発令をさせていただいております。

公益委員の皆様につきましても、労働局長から委嘱発令させていただいております。

ご就任をいただきました皆様の委嘱状につきましては、労働局長から直接お渡しすべきところではございますが、会議時間の関係もございましたことから、先に郵送させていただいております。失礼とは存じますが、ご容赦いただきますようお願いいたします。

次に、資料2のインデックス「輸送」をご覧ください。

当専門部会の委員の皆様の名簿でございます。

名簿の順に従いまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。

委員の皆様は着座のままで結構でございますので、よろしくお願いいたします。

まずは、公益を代表する委員といたしまして、 委員、 委員、 委員におかれましては、本日所用により欠席をされております。

労働者を代表する委員といたしまして、 委員、 委員、 委員におかれましては、本日欠席をされております。

使用者を代表する委員といたしまして、 委員、 委員、 委員。

委員の皆様におかれましては、当専門部会の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

資料3が事務局名簿でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

次に部会長、部会長代理の選出に移らせていただきます。

最低賃金法第24条を準用いたしまして、部会長、部会長代理は公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとなっております。

慣例によりますと、まず公益委員で互選していただき、その後に労使の委員にお諮りするという方法がとられておりますが、今回もその方法でよろしいでしょうか。

【異議なし】

事務局

ありがとうございます。

	<p>それでは、公益委員より、事前に互選しました結果をいただいておりますので、発表いたします。</p> <p>部会長には、■■■■委員、部会長代理には■■■■委員をそれぞれ選出するとのことでした。</p> <p>労使の委員の皆様にお諮りいたします。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>全会一致で選任されましたことを確認させていただきます。</p> <p>それでは、部会長になられました■■■■委員より、一言ご挨拶をお願いいたします。</p> <p>部会長の■■■■委員、お願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。部会長に選出していただきました■■■■でございます。</p> <p>特定最低賃金専門部会の審議は、労働者側・使用者側のイニシアティブによりまして、審議が進められるというものであることを十分に踏まえまして、公正・公平な議事運営に努めてまいりたいと存じます。</p> <p>先生方のご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>この後の議事進行につきましては、■■■■部会長をお願いいたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。最初に、特定最低賃金専門部会運営規程第8条に基づき、議事録署名人を決めさせていただきたいと思います。</p> <p>公益は私、■■■■が行いますが、労働者側委員はどなたにいたしましょうか。</p>
労働者委員	<p>■■■■が行います。</p>
部会長	<p>■■■■委員よろしくお願いいたします。</p> <p>使用者側委員はどなたにいたしましょうか。</p>
使用者委員	<p>■■■■が行います。</p>
部会長	<p>■■■■委員よろしくお願いいたします。</p>

事務局	<p>では、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>議題（１）特定最低賃金改正決定の諮問について、事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>はい。資料４をご覧ください。</p> <p>特定最低賃金の制度、改正決定の仕組みでございます。</p> <p>特定最低賃金は、特定の産業に設定される最低賃金でございます。その役割は、地域別最低賃金が「すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネット」であることに対し、特定最低賃金は「企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもの」となっております。</p> <p>決定方法は、地域別最低賃金は「行政機関に決定を義務付け」していることに対し、特定最低賃金は「関係労使の申出により改正」等されることとなっております。</p> <p>昨年度末現在、全国で設定されている特定最低賃金の件数は２２８件、適用使用者数は約９万５千人、適用労働者数は約２９０万人となっております。</p> <p>次に、特定最低賃金改正決定の諮問についての経過をご報告させていただきます。</p> <p>資料５をご覧ください。</p> <p>申出一覧表として、４業種をまとめたものでございます。</p> <p>次に資料６をご覧ください。</p> <p>４業種の特定最低賃金の改正決定を求める申出書の写しでございます。</p> <p>この申出によりまして、７月３１日の最低賃金審議会において、労働局長が「改正決定の必要性の有無」についての諮問を行い、これを受けてご審議をいただいた結果、８月７日に「必要性有り」との答申がなされました。そこで同日、労働局長から最低賃金審議会長に「改正決定の諮問」をさせていただいたところでございます。資料７は、その諮問文の写しでございます。</p> <p>更に、同日の最低賃金審議会におきまして、特定最低賃金４業種ごとに専門部会を設置することを決議いただいております。</p> <p>また４業種について、最低賃金法第２５条第５項の規定により、「関係労働者及び使用者の意見聴取に関する公示」を８月７日に行いましたが、その提出期限の８月２８日までに、４業種とも意見書の提出はございませんでした。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	はい。ありがとうございました。

	<p>ただ今、事務局から「特定最低賃金の仕組み」と「改正決定の諮問」について経過説明がございましたが、ご質問等がございましたらお願いいたします。</p>
部会長	<p style="text-align: center;">【特になし】</p> <p>それでは質問等がないようですので、次に移らせていただきます。</p> <p>議題の(2)特定最低賃金専門部会の運営について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。資料8をご覧ください。</p> <p>「群馬地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程」でございます。</p> <p>この運営規程は、目的、構成、会議の招集、会議の議事、議事録及び議事要旨、審議会への報告等を規定したもので、4業種の専門部会共通のものとなっております。</p> <p>運営規程につきまして、2点ご説明させていただきます。</p> <p>1点目でございます。</p> <p>当専門部会の会議の公開又は非公開につきましては、運営規程第7条第1項の、ただし書き以降の、「公開することにより、率直な意見の交換等が損なわれる恐れがある」等に該当するとして、例年、第1回目より非公開となっております。</p> <p>これに対しまして、以前より専門部会の公開要請がありましたことから、本年6月30日の最低賃金審議会において、公開することにより、率直な意見の交換等が損なわれる恐れがある等の意見を踏まえ、専門部会の会議の公開または非公開についてご審議をいただきまして、「専門部会における決定の際の参考として、『当初より専門部会を非公開とすべき』との意向を伝える」とする結論に達したところでございます。</p> <p>このことにもご配慮いただき、当専門部会の会議の公開又は非公開につきまして、ご審議をいただきますようお願いいたします。</p> <p>1点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。当専門部会の会議は、例年、事務局説明とおりの理由で、第1回目より非公開としていました。また、本年度は最低賃金審議会において、「当初より専門部会を非公開とすべき」との意向が示されています。</p> <p>これらを総合判断して、部会長としましては、当専門部会の会議</p>

<p>部会長</p>	<p>は、第1回目より非公開とすることが適当と考えます。 先生方、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご賛同いただきましたので、本年度も当専門部会の会議は第1回目より非公開といたします。 引き続き、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。2点目でございます。</p> <p>運営規程第8条第2項では、議事録及び資料の公開について、「公開することにより、率直な意見の交換等が損なわれる恐れがある場合等には、部会長は一部又は全部を非公開とすることができる」とされておりまして。</p> <p>また、同条第3項では、「議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成して公開する」としてあります。</p> <p>当専門部会の議事録等の公開又は非公開につきまして、ご審議をいただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、議事録を非公開とした場合でありましても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求に対しては、これらの法律に規定された不開示情報を除き開示されることとなります。</p> <p>加えて、審議のご参考に申し上げますと、群馬県最低賃金専門部会では、第1回目の会議において審議が行われ、「各委員の個人責任を発言ごとに問われる恐れを排除すると共に、審議の透明性を確保するため、議事録及び資料は公開する。ただし、発言した委員の個人名は議事録には記載せず、部会長、公益委員、労働者委員、使用者委員などと記載する。」とする結論をいただいております。</p> <p>2点目は以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。説明のありました2点目は、当専門部会の議事録及び資料の公開又は非公開についてです。</p> <p>事務局説明のとおり、群馬県最低賃金専門部会は、「議事録、議事要旨及び資料については公開する。ただし発言者については個人名を記載せず、部会長、公益委員、労働者委員、使用者委員などと記載する。」との結論に達しています。</p> <p>当専門部会も、群馬県最低賃金専門部会と同様の専門部会であることから、同じ扱いで、「議事録及び資料は公開とする。ただし発</p>

言者については個人名を記載せず、部会長、公益委員、労働者委員、使用者委員などと記載する。」ということで、よろしいでしょうか。

【異議なし】

部会長

はい。ありがとうございます。

それでは、当専門部会の議事録については、群馬県最低賃金専門部会と同様の方法で公開とします。

なお、事務局にお願いしている資料についても公開を基本としますが、審議過程において、各委員が独自に準備した資料があった場合などには、その資料やその内容については非公開を基本としつつ、その都度、公開・非公開を判断することとしてはいかがかと考えます。

また、そのような委員が知り得た具体的な個別情報を提示しながら発言をするようなことがあった場合などには、議事録においても、その内容に関する発言部分は非公開を基本としつつ、その都度、当専門部会で協議のうえ、公開・非公開を適切に判断していくことを提案いたします。委員の先生方いかがでしょうか。

【異議なし】

部会長

はい。ありがとうございます。では、そのようにいたします。

その他、専門部会の運営に関して、事務局から何かございますでしょうか。

事務局

はい。もう2点ございます。

1点目といたしまして、議事録等、公開する文書の労働局ホームページへの掲載の可否でございます。

ただいま、議事録等の公開につきましてご審議いただき、議事録等は公開とするが、発言者は、公益委員、労働者委員、使用者委員等と記載することとなりました。

今般、厚生労働本省より、事務局に対しまして、審議会及び専門部会の議事録、会議資料を公開する場合は、閲覧窓口での閲覧のほか、令和2年度より労働局のホームページに掲載するようとの留意事項が示されたところでございます。

当専門部会の議事録、議事要旨及び資料のホームページへの掲載につきまして、ご審議をお願いいたします。

なお、このことにつきましても審議のご参考に申し上げます。

<p>部会長</p>	<p>ただきますと、群馬県最低賃金専門部会では、審議いただきました結果、ホームページへの掲載につきましてもご了解をいただいているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい。事務局から説明がありましたとおり、ただいまご審議いただき、当専門部会の議事録等については、発言者は公益、労働者側、使用者側委員と表示して、原則公開とすると決定いたしました。</p> <p>また、群馬県最低賃金専門部会では、同様の方法でホームページへの掲載について了解しているところでございます。</p> <p>当専門部会も、群馬県最低賃金専門部会と同様に、議事録や資料等の公開の方法に、労働局のホームページを加えるということとしてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。それでは、ホームページへの掲載についても、ご了解いただけるものと理解いたしました。</p> <p>当専門部会の公開される議事録、資料、議事要旨については、閲覧のほか、その公開方法にホームページ掲載を加えることを了承することといたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>では、そのようにさせていただきます。</p> <p>引き続き事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。資料10をご覧ください。</p> <p>最低賃金審議会令第6条第5項と第7項の抜粋でございます。</p> <p>第6条第5項は、「最低賃金専門部会で、全会一致で議決がなされた場合には、その決議をもって審議会の決議とすることができる」ということでございます。</p> <p>また、同条第7項では、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の決議により、これを廃止するものとする」ということでございます。</p> <p>いずれも8月7日の最低賃金審議会におきまして、この取り扱い</p>

部会長	<p>を適用することを決議いただいておりますので、ご報告いたします。</p> <p>また、専門部会委員の皆様への解任通知文書を省略させていただくことにつきましても、同審議会で併せて決議されております。この点につきましてもご了解いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい。ただ今の事務局の説明のとおり、当専門部会は最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、当専門部会の決議が全会一致で行われた場合に限り、当専門部会の決議が最低賃金審議会の決議となります。よろしくようお願いいたします。</p> <p>また、当専門部会の廃止の手續と通知の省略について説明がございました。これについてもご了解をお願いいたします。</p> <p>この他、運営規程について、何かご意見等ございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【意見等なし】</p>
部会長	<p>はい。なければ、特定最低賃金専門部会の運営規程につきましては、このようにしたいと思っております。</p> <p>次に、議題（3）特定最低賃金専門部会の審議日程について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。資料11をご覧ください。</p> <p>近年の審議状況でございます。中段以下が、特定最低賃金専門部会の開催日程となっております。</p> <p>次に資料12をご覧ください。</p> <p>委員の皆様にはご多忙のところ日程を確保いただきまして、誠にありがとうございました。日程表のとおり会議を開催させていただきたく、ご提案をさせていただきます。</p> <p>なお、当専門部会の開催回数は、日程表のとおり本日を含めまして2回となっております。ご了解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、専門部会が成立するための定足数につきましては、委員の3分の2以上、又は、公・労・使の各側委員の3分の1以上の出席が必要となっておりますので、6名以上の委員の出席、又は、公・労・使の委員それぞれ1名以上が出席いただく必要がございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、お忙しいところ恐縮ではございますがご出席いただきますようお願いいたします。</p> <p>次の資料13は、「令和2年度答申要旨の公示日別最短効力発生</p>

<p>部会長</p>	<p>予定一覧表」でございます。 以上でございます。</p> <p>はい。ただ今、事務局から説明がありました。第2回目の当専門部会の日程ですが、各委員の先生方、いかがでしょうか。このとおりでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>公益の先生、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。それでは、改めて当専門部会の第2回目の審議日程を確認いたします。</p> <p>資料12の「輸送」欄記載のとおり、10月30日（金）午後1時45分からといたします。出席をお願いいたします。</p> <p>次に、議題（4）最低賃金額の審議について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。審議に資する資料は4業種の専門部会共通で、例年と同様でございます。当賃金室で入手できました最新の内容のものを調えさせていただいております。</p> <p>まず、資料14は、過去12年間の特定最低賃金の決定状況でございます。</p> <p>資料15は、特定最低賃金の北関東三県の比較表でございます。</p> <p>資料16は、事務局でまとめました群馬の賃金でございます。</p> <p>資料17は、令和元年度の特定最低賃金改正状況でございます。</p> <p>資料18は、地域別最低賃金時間額状況でございます。</p> <p>資料19は、最低賃金に関する基礎調査結果でございます。</p> <p>昨年度ご指示がありました「未満率と影響率の推移」を追加してございます。</p> <p>資料20は、毎月勤労統計調査地方調査結果速報群馬県結果でございます。</p> <p>資料21は、群馬県金融経済概況でございます。</p> <p>資料22は、最近の県内経済情勢でございます。</p> <p>資料23は、法人企業景気予測調査でございます。</p> <p>資料24は、群馬県鉱工業指数でございます。</p> <p>資料25は、消費動向調査結果でございます。</p>

事務局

資料 26 は、群馬県内企業経営動向調査結果でございます。

資料 27 は、企業経営動向調査結果でございます。

資料 28 は、景況レポートでございます。

資料 29 は、労働市場速報でございます。

資料は以上でございますが、資料 19 の最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、担当より内容を説明させていただきます。

はい。それでは、当賃金室で実施いたしました、最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、説明をさせていただきます。資料 19 をご覧ください。

はじめに 1 ページ目の、令和 2 年度最低賃金に関する基礎調査の概要についてです。

調査依頼事業所数は、2,397 件で、有効回答件数は、1,254 件でした。

調査は令和 2 年 6 月分の賃金額について行いました。

月給者及び日給者につきましては、時間給に換算して集計いたしました。

調査対象地域は群馬県全域です。

調査対象業種及び事業所規模についてですが、製造業につきましては労働者数 100 人未満の規模の事業所を調査いたしました。従いまして、群馬県内のすべての産業、規模の事業所を調査したのではなく、比較的低賃金労働者の多い産業及び規模の事業所を調査対象として、低賃金労働者の実態を明確に把握できるようにしたものです。

調査結果は、回収した調査票の労働者数を、母集団労働者数に還元いたしまして、推計したものです。従いまして、調査結果の反映はあくまで対象とした産業、規模の母集団事業所の範囲に限るものとなっております。

続きまして、3 ページです。

賃金統計用語である、未満率と影響率について説明をさせていただきます。このイメージ図のとおりですが、まず未満率についてです。

未満率とは、現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合です。言い換えますと、法律に違反している労働者の割合ということになります。

また、影響率とは、最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者の割合です。

7 ページにいきまして、輸送用機械器具製造業の今回の調査結果に基づいて説明をいたします。

はじめに未満率についてです。輸送用機械器具製造業の現行の最低賃金が908円でありますので、907円までが最低賃金未満者となります。

今回の調査結果を基に具体的計算例を申し上げますと、907円以下の累積労働者数は1,565人でした。これをAといたします。

復元した合計労働者数は10,952人でした。これをBといたします。

未満率の計算式は、 $A \div B \times 100$ となります。

計算いたしますと、未満率は14.3%となりました。

従いまして、輸送用機械器具製造業の労働者の14.3%が最低賃金額を下回っていたということになります。

特定最低賃金の4業種の調査結果を載せておりますので、資料の枚数が多くなっておりますが、輸送用機械器具製造業のみの結果について説明をさせていただきます。

資料11ページにまいります。この表は、輸送用機械器具製造業の1時間当たりの所定内賃金額ごとの労働者数を分布で表したものになります。

全体の分布を分かりやすく表したものが、右下のグラフです。青色の棒グラフが一般労働者、赤色の棒グラフがパート労働者の分布です。これを見ますと、グラフの右側ですが、950円から1,500円以上の分布が多く見受けられ、特に1,500円以上の分布が圧倒的に多くとなっております。

一方、グラフの左側ですが、現行の最低賃金908円ちょうどの労働者及び、908円を下回る労働者も少なからず見受けられます。

次に12ページにいきます。この表は、産業別に未満率等の賃金額の特性値について、平成28年度から今年度の推移を表したものです。輸送用機械器具製造業は表の一番下の欄となっております。

未満率の推移が表の右側にありますが、輸送用機械器具製造業は平成28年度から1桁台を維持しておりましたが、令和2年度は14.3%と2桁台となりました。

次に14ページです。5番、産業別の未満率と影響率の推移につきまして、こちらが昨年度の群馬県特定最低賃金専門部会にて追加資料のご指示を受けた経緯を踏まえて、今年度から当資料に加えさせていただいた資料となります。

平成23年度から令和2年度までの、産業別の未満率と影響率の推移の表と、線グラフになります。輸送用機械器具製造業は表の下

	<p>から1番目、線グラフでは紫色で示されております。</p> <p>最後に18ページについてです。この表は、最低賃金引上げ額と影響率の関係表です。昨年と同様に、引上げ額0円の場合から、引上げ額24円までの場合の影響率を表したものです。例えば、表の一番上の引上げ額0円の影響率は14.29%となり、表の一番下の欄の引上げ額24円の影響率は、20.87%となります。</p> <p>以上、簡単ではございますが、基礎調査の概要について、説明をさせていただきます。この調査結果が審議をする上で委員の皆様のお役に立てれば幸いと存じますので、よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【質問等なし】</p>
部会長	<p>それでは、次回の専門部会における審議の前に、事務局より補足説明があれば、お願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。審議に入ります前に、2点ご説明をさせていただきます。</p> <p>1点目でございますが、特定最低賃金は、意向表明の段階から関係労使の合意が基本となっております。労使間の意思疎通を図っていただきますようよろしくお願いをいたします。</p> <p>2点目でございます。</p> <p>審議の進め方でございますが、去年は第1回目の専門部会において、労使の基本的な考え方をお示しいただきました。第2回目の専門部会では、労使それぞれから具体的な金額をご提示いただきまして、それらをもとにご審議いただき、結審をしております。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。この後は、事務局の説明も参考にしつつ、審議を進めていただきたいと思います。</p> <p>それでは、本年度の特定最低賃金の具体的な審議に入ります。</p> <p>まず、労働者側、使用者側、それぞれのお立場から、基本的なお考えをお伺いいたします。その後は、自由にご審議をお願いいたします。</p> <p>でははじめに、労働者側委員の先生から、お願いいたします。</p>

労働者委員	<p>労側委員の■■■■です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>今回、産業別に係る最低賃金の改正について、必要性ありとご理解をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>特定最低賃金は法の趣旨にもあるとおり、関係労使のイニシアティブにより設定すると捉えておりますので、今年も真摯な論議をお願いしたいと思います。</p> <p>これまでも、労側委員より主張させていただいておりますが、まず特定最低賃金は、地域別最低賃金とは大きく性格が異なるものであるということを、共有させていただきたいと思ひます。</p> <p>地域別最低賃金は、セーフティネットという位置付けの一方で、特定最低賃金は、コロナ禍においても産業の永続的な発展に向けて、魅力向上や人材確保に寄与すべく、産業にふさわしい水準で設定していくことが重要であると考えております。</p> <p>使用者側からすれば、業績が悪い状況で賃金アップはできないという理屈になると思ひますが、このような困難な中でも、賃金改善をすれば労働者のモチベーションアップ、また会社への帰属意識の醸成に繋がり、結果として将来の会社発展、産業の発展、ひいては群馬県の発展に繋がっていくと考えております。人への投資という観点で建設的な議論をお願いしたいと思います。</p> <p>私からは以上です。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側委員の先生、いかがでしょうか。</p>
使用者委員	<p>使用者側の■■■■です。</p> <p>自動車を取り巻く環境が、コロナの影響で一番影響の出ている製造業の一つではないかなと思ひております。</p> <p>群馬県内には、自動車部品を製造している大手がありますけれども、一社はADRを申請して私的整理に入っている。もう一社は500人を超える人員の削減を行っている。そういう状況下の中での今回の最低賃金の調整という形になりますので、そういった背景をよく鑑みていただいて、審議の方を進めていただければありがたいなと思ひております。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただ今、双方からご意見を伺いましたが、その他の労働者側委員、使用者側委員の先生方で、ご意見がございましたらお願いします。</p>

労働者委員	<p>■■■■です。よろしくお願いいたします。</p> <p>自動車産業、おっしゃったとおりで、今回コロナ禍で他の業種と同様、またはそれ以上に大きなダメージを受けていることは、共通の認識だと思います。特に、中小零細への影響が非常に大きいと捉えております。</p> <p>これらの企業は、製造業において、一番ベースのところを支えていただいております。その経営維持と人材流出の防止というのは非常に大切だと捉えております。</p> <p>そういった中、特に中小製造業というのは、各労働者の身につけた技術力で支えられているところが非常に大きいと思いますので、一時の形で流出してしまうと、またそれを復活させるというのは非常に難しいところではあります。そういったところを考えると、短期的には非常に厳しい状況ではあるのですが、長期的な産業の発展、また群馬県の産業育成と捉えていただきまして、議論をいただければと思います。よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側委員の■■■■委員、よろしくお願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。</p> <p>■■■■委員からお話あったとおりですけれども、輸送用機械器具製造業、非常に幅が広い、なおかつ非常に層が深い産業だということは、皆様方ご承知のとおりだと思います。</p> <p>今回のコロナウイルスの関係で、私ども知っている地域の中では4、5、6の3か月はほとんど生産が半分、約半分でございまして、何とか、国あるいは県・市の助成金だとか、あるいは補助金とか、それから、制度融資だとか。そういうことを受けながら、何とか、最悪の事態は避けてきたと認識しております。ただし、そういう形で、いずれは返済しなければならないということで、非常に重荷を背負っている状態でございます。</p> <p>それから中小零細、そこに支えられている産業であると思っております。そういう中で賃金を上げていくということがどんなに大変かということ、そういう方たちと接している中で感じております。</p> <p>是非その辺のところを十分考慮のうえ、審議していければいいなと思っております。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>その他にいかがでございませうでしょうか。</p>

<p>使用者委員</p>	<p>■■■■です。</p> <p>特定最低賃金というのは、基本的には私たちは、県最賃の屋上屋を架するものという認識が昔からありまして、昨今の県最賃の大幅上昇というトレンドの中で、やがてこれは取り込まれるべきものである。こんなふうに基本的には考えております。</p> <p>その辺も考えながら、そしてもちろん経済状況も考えながら、しっかり議論していきたいと思えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>公益の先生、いかがでしょうか。</p>
<p>公益委員</p>	<p>はい。■■■■です。</p> <p>今のこのコロナの影響に揺れる、経済状況が不透明な中で、使用者側、労働者側、お互いの立場をよく考慮のうえ、慎重審議のうえ合意を持って結論に達していただきますよう、ご協力よろしくお願ひいたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、どなたでも結構でございますけれども、他にご意見がございましたらお願ひいたします。</p>
	<p>【特になし】</p>
<p>部会長</p>	<p>意見も出尽くしたようです。</p> <p>今までのご意見を踏まえて、次回の第2回専門部会で具体的な金額審議を行いたいと思えますが、それでよろしいでしょうか。</p>
	<p>【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>それではそのようにさせていただきます。</p> <p>最後の議題（5）その他について、事務局から何かありましたらお願ひいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。特にございません。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。委員の先生方、他に何かございますでしょうか。</p>

<p>部会長</p>	<p style="text-align: center;">【特になし】</p> <p>ご意見等ないようです。次回、第2回目の専門部会では、事務局から提供された資料等も十分に踏まえながら、審議を行ってまいりたいと思います。</p> <p>それでは、最後に確認をいたします。</p> <p>本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われませんが、非公開事項はなしということで、よろしいでしょうか。</p>
<p>部会長</p>	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>それでは、非公開事項はなしと確認いたしました。ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>これで第1回専門部会を閉会といたします。</p> <p>ご審議、お疲れ様でした。</p> <p>ありがとうございました。</p>